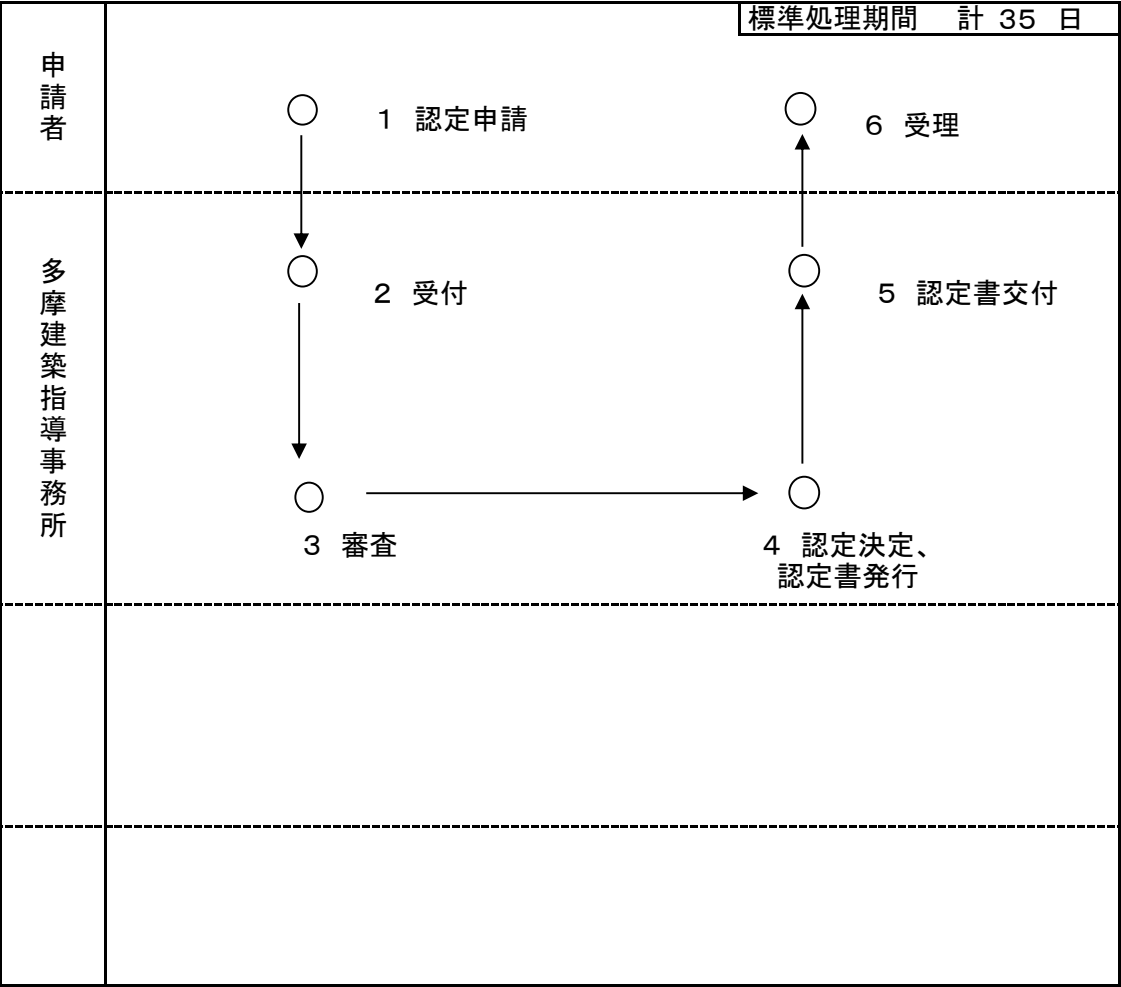


事務処理フロー図

事務名 一団地建築物制度等による認定等(※)

《事務処理フロー図》



作成部署 都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課 電話042-548-2058
都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課 電話042-313-3382、33
都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課 電話0428-23-3692

《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	許可申請	申請者は、受付窓口に申請書を提出し、申請手数料を納付します。
2	受付	提出された許可申請書の形式審査を行い、適法なものは、手数料を徴収の上、受け付けます。
3	審査	認定することが相当な建築物であるか審査を行います。
4	認定決定・ 認定書発行	認定を決定し、認定書を発行します。
5	認定書交付	認定書を申請者に対し交付します。
6	受理	

※連たん建築物設計制度による認定、一団地建築物設計制度又は連たん建築物設計制度による認定建築物以外の建築物の認定、一団地建築物設計制度による認定等の取消し、建築物の高さ制限の例外認定、高架の工作物内の建築物の高さ制限の例外認定